

議事要旨(4) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、収益認識に関する包括的な会計基準の検討に関する審議を行う旨が説明された。その後、川西ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

議論の進め方について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 日本基準を連結財務諸表と個別財務諸表で適用している企業が多く、また連結と単体を分けると、連結調整等のコスト負担が生じるため、基本的には連結財務諸表と個別財務諸表の両方に同様に適用されるものとして会計基準を開発することを検討すべきではないか。個別財務諸表については、税務上の問題を把握してから対応を検討することがよいのではないか。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 会計処理の継続性や税法は厳格に適用されており、本人又は代理人の論点を除けば、継続適用を前提とすると利用者に対する情報提供として現行の日本基準における実務による収益認識は問題ないのではないか。国際的な比較可能性の観点からは IFRS 第 15 号における重要な概念については業種を越えて導入を検討する必要があると考えられるが、利用者に対する有用性がない場合に、作成者が過大なコストを負担するような新しい会計処理を強制することは避けるべきであると考えられる。
 - 連単の議論として影響があるのは税務の論点であると考えられる。個別財務諸表における会計処理は基本的には税法における会計処理と同一として、IFRS 第 15 号との重要な差異については連結財務諸表においてどのように取り扱うか検討することがよいのではないか。

会計基準等の表現について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 収益認識は対象となる取引件数が多く、また関係者も多岐にわたるため、日本基準として理解しやすい文章とすることがよいと考えられる。

【論点 9】一定の期間にわたり充足される履行義務

課題 1: IFRS 第 15 号における取扱いが現在の日本基準における実務と異なる場合、どの程度実務を考慮した対応を図るかについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 従来から継続して持続的に行われている取引については、従前の会計処理を継続して適用しても、損益計算書において IFRS 第 15 号による結果と重要な差異が生じない可能性があると考えられるため、当該取引については、継続適用を厳格に行うことを条件に従前の会計処理を認めることも考えられる。
 - IFRS 第 15 号により収益計上金額の算定プロセスが大きく変わるとしても、財務諸表における収益計上金額には大きな差異が生じない可能性があると考えられる。そのような場合には、IFRS 第 15 号による算定プロセスを作成者に要求しても利用者にとってのメリットは大きくないため、IFRS 第 15 号を適用した場合と従前の会計処理による収益計上金額との差異が大きいのかという観点から検討を進めることも考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 利用者に提供する情報として重要な差異はないという点をどのように担保すべきかを検討する必要があると考えている。
-
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IFRS を任意適用している企業があるため、IFRS 第 15 号を基礎とすることが必要であるが、我が国の実務において適用上のコストが大きい会計処理などについては、IFRS 第 15 号による結果との差異について重要性がないことを前提に、例外処理を設けることを検討するのがよいのではないか。
 - 従前と同一の会計処理を每期継続的に適用することから損益計算書における影響が少ない場合であっても、貸借対照表において重要性のある差異が生じる可能性もあるため、開発する会計基準を一律に適用することを原則としつつ、適用が困難な場合には一定の猶予期間を設けるなどの方法を検討するのがよいのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 重要性については、個別の取引から発生する差異のほか、これらを集計した場合の重要性についても考慮すべきと考えられる。
 - 電気事業等における検針日基準や輸送サービス等における実務の場合、収益認識のタイミングが現行の実務と比べて半月から数か月変わることも考えられ、一定の重要性はあると考えられる。
 - 一定の期間、例外処理を認めるという案に関連して、強制適用時期を遅らせることも考えられるという意見も聞かれている。
-
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 新しい会計処理に対する適用上のコストとその有用性との関係は重要であるが、電

気のような公共財については、コストを負担することになるのは財務諸表作成者だけではなく、公共財の利用者もコストを負担する可能性があることも考慮するのがよいのではないか。

課題 3 : IFRS 第 15 号の判断の困難さや統一的な取扱いの必要性への対応について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 特に建設業については、日本の建設会社と同様の事業を行う欧米の企業が存在しない場合でも、韓国などアジアには日本の建設会社と類似の事業を行う企業があるため、欧米で問題になっていないことがアジアで問題になっている可能性はあるのではではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 開発する日本基準において、業種固有の論点をどこまで織り込むことができるかという点は、課題として認識している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 欧州では、IFRS 第 15 号への移行は、実際のビジネスモデルとの関係でどのように検討されているのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 米国では、従来の業種別ガイダンスから単一の収益認識基準を適用するかたちになるが、米国公認会計士協会 (AICPA) が業種別の教育文書を公表する等の対応を行っているところである。
- 欧州では、従前の IAS 第 18 号からの移行であり、特定の業種を除き、特段の重要な問題提起はなされていないという認識である。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 強制可能な権利に関する要件 (IFRS 第 15 号第 35 項(c)) について、民法の解釈をガイダンスとして作るという対応をとることは、会計基準設定主体の立場としては適切ではないのではないか。また、類似の取引であっても、取引をどのように会計処理するか判断は個々の契約条項により変わると考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 会計基準において法律上の解釈を示すことはできないが、一定の状況における会計処理を示すべきかどうかを検討することになると考えている。

以 上